

契約審査委員会設置要綱

1 目的

一般財団法人日本民間公益活動連携機構契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第 16 条に定める契約審査委員の指定及び契約審査委員会（以下「委員会」という。）の設置及びその運営に必要な事項を定めることにより、契約審査事務の公正かつ円滑な執行に資することを目的とする。

2 構成

（1）契約審査委員

規程第 16 条に定めるところにより指定する契約審査委員（以下「委員」という。）については 3 人以上 5 人以内とし、機構の役職員及び外部有識者の中から理事長がこれを指定するものとする。

（2）任期

委員の任期は指定された日から 2 年とする。なお、委員が任期の途中で退任した場合、委員の補欠として指定した委員の任期については、前任者の残任期間とする。

3 委員会

委員会の委員長は、委員会において出席した委員の中から選定する。

委員会は半年に 1 回の開催を基本とし、専務理事が招集する。ただし、契約担当者から意見を求められた場合は、臨時の委員会を開催できるものとする。

委員会には、契約担当者のほか、必要に応じて関係者の出席及び説明を求めることができるものとする。

4 審査事項

委員会は次の事項について、審査等を行う。

- 一 規程第 33 条第 2 項に基づき契約担当者から意見を求められた契約
- 二 規程第 45 条各号の随意契約によることができる場合の定めを超えてする随意契約
- 三 前号の契約であって緊急を要するために委員会に諮ることができなかった案件の事後報告の聴取
- 四 規程第 42 条に基づき契約担当者が定めた指名基準の報告の聴取
- 五 規程第 63 条に基づき、契約に際し一般競争に参加させないことができる者に該当する者があったときの報告の聴取
- 六 契約状況の定期的な報告の徴取

5 庶務

委員会の庶務は、総務部において行う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。（平成 31 年 4 月 26 日理事会決議）

附 則

- 1 当分の間、3 の委員会の規定にかかわらず、委員会の招集は業務執行理事が行うこととし、同項中「専務理事」とあるのは「業務執行理事」と読み替える。
- 2 本規程は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。（令和 2 年 7 月 27 日理事会決議）

附 則

- 1 令和 2 年 7 月 27 日から施行の附則に定められた読み替え事項については、これを削除する。
- 2 本規程は、令和 4 年 7 月 4 日から施行する。（令和 4 年 7 月 4 日理事会決議）